

京都市区役所出張所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第106号

京都市区役所出張所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市区役所出張所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第5条第1項第18号を削り、同条第2項第20号中「有価証券及び収入証紙」を「及び有価証券」に改め、同項第26号中「児童手当」の右に「及び子ども手当」を加える。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)